

令和2年7月豪雨で被災された皆様へ ～熊本県からのお知らせ～

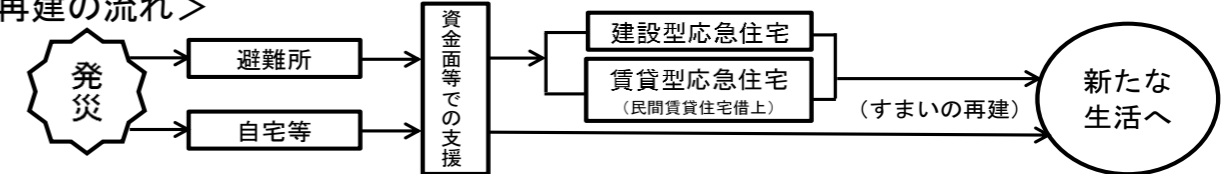
5. 主な支援制度一覧(早見表)

罹災証明書		全壊 (家屋の経済的 損害が50%以上)	大規模半壊 (同40%以上 50%未満)	中規模半壊 (同30%以上 40%未満)	半壊 (同20%以上 30%未満)	準半壊 (同10%以上 20%未満)	一部損壊 (同10%未満)	問合せ先
現物給付	建設型 応急住宅	対象	水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方			—	—	被災時にお住まいの市町村窓口
	賃貸型 応急住宅 (民間賃貸住宅借上)	対象	水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方			—	—	被災時にお住まいの市町村窓口
	住宅の 応急修理	応急修理で居住可能になる場合のみ	最大59万5千円			最大30万円	—	被災時にお住まいの市町村窓口
給付	被災者生活 再建支援金	最大300万円	最大250万円 ※やむを得ない事由により解体した場合は全壊と同様	最大100万円 ※やむを得ない事由により解体した場合は全壊と同様	原則対象外 ※やむを得ない事由により解体した場合は全壊と同様	—	—	被災時にお住まいの市町村窓口
	※単身世帯の場合は、それぞれ3/4相当額になります。詳しくはお問い合わせください							
	自治体独自の 支援金	各自治体(県・市町村)で決定						各自治体
義援金	85万円	42万5千円			5万円		被災時にお住まいの市町村窓口	
融資	災害援護 資金	最大350万円			—	—	災害時にお住まいの市町村窓口	
	住宅金融 支援機構	建設 最大(1,680万円+特例加算額520万円)			—	—	住宅金融支援機構(災害専用) 0120-086-353 9:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)	
		補修 最大740万円(引方移転・整地を伴う場合は+450万円)						

◎罹災証明書に関しては、被災時にお住まいの市町村にお問い合わせください。

この度の大雨で被災されたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。
このリーフレットは、被災されたみなさまの健康を守るためにご注意いただきたいことや、住まいや見舞金に関する大まかな内容を紹介しています。
ご家族や周囲の方にもお声をかけていただき、ご活用いただければ幸いです。

<生活再建の流れ>



1. 健康を守るために注意すること

具合が悪くなったら、早めに医師等に相談しましょう。

エコノミークラス症候群

- (1)長時間同じ(特に車中等での窮屈な)姿勢でないようにする。
- (2)足の指をこまめに動かす、または歩く。
- (3)適度な水分を取る。
- (4)時々、深呼吸をする。

熱中症

- (1)こまめに水分を補給する。
 - (2)暑さを避ける。
 - (3)屋外で人と十分な距離が確保できる場合は、マスクをはずす。
- ※気温が急に上昇した日、家の片付けなどの作業を行うとき、車やテントの中などでは特に注意してください。

(新型コロナウイルス等)感染症予防

- (1)こまめに水と石けんで手を洗う。
洗えないときはアルコール等で消毒する。
- (2)密閉・密集・密接の三密を避け、換気を行う。
- (3)感染症予防のため、マスクを着用する。
- (4)素手や素足で土や石、がれきに触れない。

食中毒予防

- (1)消費(賞味)期限内に食べる。
開封したら、保存せずにその場で食べる。
- (2)調理したものは早めに食べる。
- (3)食品は冷蔵庫や清潔な冷暗所で保管する。

2. 避難所生活で注意すること

- 避難所には高齢者、子ども、障がいをお持ちの方など、様々な方がいらっしゃいます。プライバシーに配慮しながら、お互いに助け合って共同生活を送りましょう。
- 避難所の住環境は、みなさんが役割を分担し、ルールを守って良くしていきましょう。

住家被害認定調査と罹災証明書の申請について

<住家被害認定調査>

この度の大雨により被害のあった住宅について、お住まいの市町村の職員(応援職員も同行することがあります)が、国の判定基準に基づき、全壊や半壊など「被害の程度」を調査します。この判定を基に罹災証明書が交付されます。
※順次調査を進めていますが、調査までに時間がかかることがありますので、被害のあった住家の全景や部位の写真を各自で多めに撮影しておいてください(携帯電話やスマートフォンのカメラでも構いません)。
※調査員のなりすましに十分ご注意ください(家屋の中に入れる前に、必ず調査員の身分を御確認ください)。

<罹災証明書>

被災者が、各種の支援施策や税の減免等を申請するにあたって、必要とされる家屋の被害程度を市町村長が証明するものです。罹災証明書の交付には、お住まいの市町村にて申請が必要です。
※新型コロナウイルス感染症対策のため、罹災証明書の申請や交付について、地区別の手続き日を設けることや、郵送での手続きを行うことがありますので、お住まいの市町村にて手続きを御確認ください。

令和2年7月豪雨で被災された皆様へ～熊本県からのお知らせ～

3. 住まいのこと

応急仮設住宅について

応急仮設住宅には、県が建設する建設型応急住宅と、民間賃貸住宅を借り上げる賃貸型応急住宅の2種類があります。

	建設型応急住宅	賃貸型応急住宅 (民間賃貸住宅借上)
利用できる方	災害時点において災害救助法の適用を受けた市町村に居住し、当該災害による住居の全壊、全焼又は流出により居住する住宅がない方。なお、ライフラインの途絶や避難指示等により長期にわたり自らの住居に居住できない方や、「大規模半壊」又は「半壊」であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方は対象となる場合があります。	
入居期間	最長2年間（「応急修理」を利用する場合は、原則6ヵ月）	
家賃	無料	無料 1か月当たりの家賃が原則次の額以下であること。 ・2人以下の世帯 5.5万円以下 ・3人から4人以下の世帯 6万円以下 ・5人以上の世帯 9万円以下
	※光熱水費、駐車場費、自治会費等は入居者負担。	

※建設型応急住宅と賃貸型応急住宅(民間賃貸住宅借上)の併用はできません。

●問合せ先:被災時にお住まいの市町村

被災住宅の応急修理について

住宅が半壊若しくは準半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない世帯、又は大規模半壊した世帯に対し、被災した住宅の屋根、居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。(市町村が業者に委託して実施します)

●修理限度額: 大規模半壊及び半壊 59万5千円
(1世帯あたり) 準半壊 30万円

※同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。

※全壊の世帯についても、応急修理をすることにより居住できる場合は、対象となります。

※応急修理期間中は、賃貸型応急住宅を使用することができます(原則6ヶ月以内)。応急修理が完了したら、退去していただくこととなります。対象となる要件は、被災時にお住まいの市町村にお問い合わせください。

居宅の片づけなどのボランティアについて

居宅内及び周辺の片づけ等についてのご要望は、お住まいの市町村のボランティアセンター(社会福祉協議会)へお問い合わせください。ボランティアセンターで調整のうえ、ボランティアの方に協力をお願いします。
※危険を伴う作業など、すべてのご希望に添えないこともありますので、ご了承ください。



4. 各種支援策について

被災者生活再建支援金について

災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金が支給されます。

- 支給額:50万円～300万円
(詳細は「5. 主な支援制度一覧(早見表)」参照)
- 対象:中規模半壊以上の世帯
- 問合せ先:被災時にお住まいの市町村

健康保険・介護保険について

災害救助法の適用市町村に居住し、住家の全半壊、床上浸水等の被災をされた方や、業務を休・廃止された方などは、医療機関等の窓口で保険証と免除証明書を提示することにより、医療保険(国保、後期高齢者医療、協会けんぽ)の窓口負担や介護保険の利用料について、支払いが不要となります(令和3年2月末まで)。

- 問合せ先:ご加入の各保険者

税金の減免について

以下の各税目について、軽減や減免を受けられる場合があります。

国税:所得税及び復興所得税、相続税又は贈与税、登録免許税、自動車重量税など

- 問合せ先:最寄りの税務署

県税:個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割、(軽)自動車税環境性能割

- 問合せ先:お住まいの地域を管轄する広域本部、自動車税事務所

市町村税:固定資産税、住民税など

- 問合せ先:市町村

※その他、現在内容を整理中の支援策につきましては、今後掲載します。

災害援護資金について

災害で世帯主が1か月以上の負傷をしたときや、住居や家財に大きな被害を受けた場合、一定所得以下の世帯の方は、資金の貸し付けが受けられます。

- 借入上限額:最高350万円(被害状況による)
- 利率:年利3%以内(市町村による)
- 償還期間:10年
- 据え置き期間:3年(特例あり)
- 問合せ先:災害時にお住まいの市町村

年金について

国民年金保険料の全額免除又は一部の免除を受けることができる場合があります(全額免除等は、住宅等の財産について被害金額がおおむね1/2以上の損害を受けられた方が対象)。

- 問合せ先:
・被災者専用フリーダイヤル(0120-808-678)
・または市町村、お近くの年金事務所

